

## 優先調達推進法

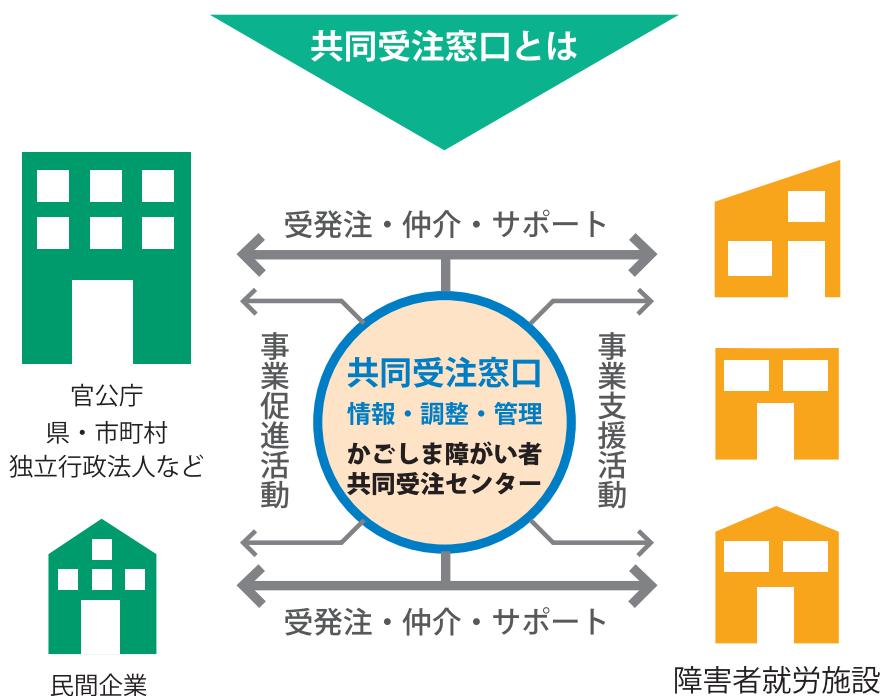
平成24年6月に成立した「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（優先調達推進法）」が平成25年4月1日より施行されました。

「優先調達推進法」は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることを目的としています。

国・独立行政法人等には優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めること、地方公共団体には障害者就労施設等の受注機会の拡大を図るための措置を講ずるよう努めることが責務と規定されています。

## 障害のある人たちの働く願いを社会につなぐ「共同受注窓口」

一般社団法人かごしま障がい者共同受注センターは、鹿児島県授産施設協議会の会員施設が中心となり就労施設等で働く心身に障害のある人や自立生活能力に障害のある人たちを、さまざまな就労活動支援や技術指導を行いながら、授産製品等の販路の拡大、役務等の受注の機会の拡大等を図るために「共同窓口」としての責務を担い、障害者の働く機会を提供し、一般社会での就労と生活向上を図ることを目的とし活動しています。



### [省庁・独立行政法人等からの優先調達]

共同受注窓口は障害者支援施設での作業の内容を知らせ、営業活動を行い国や県・市町村（省庁・独立行政法人など）からの発注を受けます。発注されたものは該当部会を経由して、各事業所より見積りを受け、受注事業所を決定します。

### [地方自治体の優先調達]

調達物品・役務などの優先調達について引き受けことができる障害者就労施設に情報を提供します。また、個々の都道府県共同受注窓口は斡旋を行ったり直接契約を行います。

一般社団法人  
かごしま障がい者共同受注センター